

## 調査・研究委員会運営細則

第1条 調査・研究委員会は、共通運営細則および本細則によって運営する。

第2条 本委員会は、次に挙げる業務を行う。

- (1) 調査・研究委員会は会則第3条に規定する本学会の目的を達成する調査研究および多角的視点による調査研究等の支援
- (2) 調査・研究目的達成のための会員相互の共同研究・共同調査の企画
- (3) 関連諸学会・諸研究機関との学術情報の交換
- (4) その他常任理事会の承認を得た研究・調査活動

第3条 本委員会が関わる研究・調査が完成した場合には、完成年度の本学会学術大会にてその成果を発表するものとする。

附則 本細則は、2023年7月22日の常任理事会にて承認され、2023年7月23日より施行する。